

『令和7年12月17日開催』

環境経済文教常任委員会

委員長報告

【令和7年12月定例会】

委員長 関 裕 通

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、令和7年度川口市一般会計補正予算第3条第3表「債務負担行為補正」のうち衛生費に関する事項についてを議題といたしましたところ、前の期間における限度額との差異について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第258号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市あさひコミュニティセンター）」を議題といたしましたところ、指定管理者となる団体の構成について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、令和7年度川口市一般会計補正予算第3条第3表「債務負担行為補正」のうち農業費に関する事項についてを議題といたしましたところ、川口緑化センター及び植物取引センターにおける限度額の増減理由について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第259号「公の施設の指定管理者の指定について（川口緑化センター）」及び議案第260号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市営植物取引センター）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、選定方法を随意指定から公募に変更した理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第225号「川口市産業労働施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び議案第226号「川口緑化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、過去の使用料改定の有無について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、このたびの基本方針により改正すると、受益者負担の原則により値上げすることになることから、反対するとの意見。

また、両施設とも消費税率の引き上げ時以外は使用料が改定されていないことに加え、使用料・手数料の見直しに関する基本方針の根幹である受益者負担の原則に基づいた改正である。激変緩和措置として概ね現行の1.5倍の使用料としており、他自治体の同様施設と比べても安価であり、今回の改定は妥当であると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、議案第225号については、施設利用対象者が企業関係者等に限定されており、受益者負担の原則に基づき、一定程度の費用負担を求め、施設を利用できない市民との負担の公平性をより図る必要があることから、賛成し、議

案第226号については、老朽化により、大規模修繕等を進めていく必要があるなか、施設利用者にも適正な受益者負担を求めることで、施設を利用していない市民との負担の公平性が図られることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第10款「教育費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「繰越明許費」のうち当委員会の所管事項について及び第3条第3表「債務負担行為補正」のうち教育費に関する事項について並びに第4条第4表「地方債補正」を一括議題といたしましたところ、学校管理費にかかわり、改修工事費の内訳について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第215号「川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第227号「川口市学校施設の使用料に関する条例」を議題といたしましたところ、使用料を徴収することとした理由の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、学校は教育の場であり、使用料を徴収して貸し出すべきではないと考えることから、反対するとの意見。

また、使用料を徴収している公民館やスポーツセンターなどの施設とつじつまが合わない状態であることに加え、各学校長の判断で貸し出しが行われていることから、学校によって対応に違いがある等の課題があるため、統一的な取り扱いを作ることにより、公平なルールになると考える。中学校体育館の空調設備については、使用料を支払ってでも使用したいという地域の要望があり、施設の維持費・修繕費が高騰している現状に鑑みても、必要な見直しであると考えことから、賛成するとの意見。

さらに、エアコンの使用に関する使用料については検討の余地はあるが、全ての学校施設において、使用料を徴収することについては、市民生活が苦しいなか楽しみを奪うことになりかねないと考えるため、反対するとの意見。

また、学校施設開放により施設の使用を繰り返すことで、補修や修理の時期を早めることにもなるため、運動場等や附帯施設の使用料の徴収は、受益者負担の原則から特に問題があるとは考えられないことから、賛成するとの意見。

またさらに、夏場にエアコンの使用ができず困っているという声が多く寄せられていることに加え、徴収した使用料が市の歳入となり、適切に施設に利用されることは利用者にとっても、今後の学校運営にとっても望ましいと考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第216号「川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」ないし議案第220号「川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び議案第222号「川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」ないし議案第224号「川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの以上8議案を一括議題といたしましたところ、議案第216号ないし議案第218号及び議案第224号にかかわり、対象施設の維持管理費における公費負担の割合について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、このたびの基本方針により改正すると、受益者負担の原則により値上げすることになることから、反対するとの意見。

また、公民館については97.4パーセント、スポーツセンターについては90.1パーセントが公費負担ということで、施設を利用していない市民の負担がかなり高いことに加え、他自治体の使用料と比べても安価であり、近年の物価高騰に鑑みても、今回の改定は妥当であると考えるところから、賛成するとの意見。

さらに、使用料・手数料の見直しに関する基本方針の受益者負担割合分類において、例えば、公民館については、受益者負担は0パーセントとし、使用料は無料とするべきであると考え、この分類自体を検討し直す必要があると考えるところから、反対するとの意見。

またさらに、議案第216号について、激変緩和措置が図られていること、他自治体と比較しても高額になっていないこと、施設利用者にも適正な受益者負担を求めることにより施設を利用していない市民との負担の公平性が図られること、年々上昇する維持管理費等への対応にもつながることから賛成し、その他議案についても、適正な改正と判断されることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第221号「川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、中央図書館芝園分室廃止に伴う利用者への対応について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。